

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十四条の二」を「第九十四条の三」に改める。

第二十八条の四第一項中「」をした場合」の下に「（平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日まで
の間に土地の譲渡等をした場合を除く。）」を加える。

第三十一条第一項第一号中「百分の二十五」の下に「（平成七年分から平成九年分までの所得税について
は、百分の二十とする。）」を加え、同項第二号中「千万円」の下に「（平成七年分から平成九年分までの
所得税については、八百万円とする。）」を加え、同条第二項中「千万円」の下に「（平成七年分から平成
九年分までの所得税については、八百万円とする。）」を、「百分の二十五」の下に「（平成八年分及び平
成九年分の所得税については、百分の二十とする。）」を加える。

第三十七条第一項中「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に改め、「若しくは第十
九号」を削り、「又は第十一号」を「第十一号又は第十七号」に改め、同条第三項及び第四項中「平成八
年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に改める。

第三十七条の三第二項第一号中「若しくは第十九号」を削り、同項第二号中「又は第十一号」を「、第十号又は第十七号」に改める。

第三十七条の四中「平成八年十二月三十一日」を「平成十年十二月三十一日」に改める。

第六十二条の三第一項中「譲渡等をした場合」の下に「（平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日までの間に土地の譲渡等をした場合を除く。）」を加え、同条第四項及び第五項中「平成八年三月三十一日」を「平成七年十月三十一日」に改める。

第六十三条第一項中「譲渡等をした場合」の下に「（平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日まで間に土地の譲渡等をした場合を除く。）」を加える。

第六十五条の七第一項及び第六十五条の八第一項中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に、「第十九号若しくは第二十号の場合のこれらの号」を「第十九号の場合の同号」に、「又は第十一号」を「、第十一号又は第十八号」に改める。

第六十五条の九中「平成八年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第九十三条第二項を削る。

第九十四条の見出し中「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等のための有価証券の処分等」を「日本国有鉄道清算事業団特別債券」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第六章第五節に次の一条を加える。

（平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日までの間の有価証券取引税の特例）

第九十四条の三 平成七年十一月一日から平成十年十月三十一日までの間に行われる有価証券（有価証券取引税法第二条に規定する有価証券をいう。）の譲渡（同法第三条又は第四条の規定により、譲渡とみなされるものを含む。）については、有価証券取引税を課さない。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年十一月一日から施行する。

（個人の特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第三十七条（同条第一項の表の第十七号に係る部分に限る。）の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号の上欄に掲

げる資産の譲渡をし、かつ、当該個人が平成七年四月一日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合における当該譲渡について適用し、個人が施行日前に行った改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第三十七条第一項の表の第十七号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第三十七条（同条第一項の表の第十九号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った旧法第三十七条第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第三条 新法第六十五条の七（同条第一項の表の第十八号に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（同号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における平成七年四月一日以後に取得をする同号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る同条第一項の特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における平成七年四月一日以後に取得をする同号の下欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項の特別勘定については、なお従前の例による。

2 新法第六十五条の七（同条第一項の表の第二十号に係る部分に限る。）及び第六十五条の八（同号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る同条第一項の特別勘定について適用し、法人が施行日前に旧法第六十五条の七第一項の表の第二十号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における施行日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は施行日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧法第六十五条の八第一項の特別勘定については、なお従前の例による。

（有価証券取引税の特例に関する経過措置）

第四条 施行日前に行われた旧法第九十三条第二項に規定する社債券又は外国社債券とみなされたものの譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

2 施行日前に日本国有鉄道清算事業団が行った旧法第九十四条第一項に規定する株式の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、三年間の緊急措置として、有価証券取引税を非課税とするとともに、個人の土地等の譲渡の場合の長期譲渡所得課税の軽減、法人の一般及び短期の土地譲渡益重課制度の適用並びに特定の事業用資産の買換え等の場合の課税の特例制度の拡充等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、平成七年度において約千六百五十億円の見込みである。